

## 平成25年度第2回くまもと市男女共同参画会議 会議録（要旨）

### 1 日時

平成25年10月18日（金） 午後2時～午後4時

### 2 場所

熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

### 3 出席委員6人（五十音順、敬称略）

越地真一郎、鈴木桂樹（会長）、中川幸生、西原鈴代、八谷由香、  
八幡彩子（副会長）

### 4 傍聴者 3人

### 5 会議次第

#### （1）開会

#### （2）議事

議題1 男女共同参画に関する意識調査（速報）について（報告）

議題2 熊本市男女共同参画基本計画「具体的施策」の見直し検討

議題3 その他

#### （3）閉会

### 6 会議録（要旨）

#### ■ 議題 1 男女共同参画に関する意識調査（速報）について（報告）

男女共同参画に関する意識調査（速報）について事務局より報告

#### ■ 議事 2 熊本市男女共同参画基本計画「具体的施策」の見直し検討

（議長）

12月に、より詳細のデータが出てくるということですので、議論自体はそちらに譲りたいと思います。

それでは議題の2、これが今日のメインですが、基本計画の具体的施策の部分の見直しをということですので、この間、意見を様々に出していただいて、それを事務局にお返しをして、事務局から庁内でいろんな形での調整をしていただいて、というような形で何度かキャッチボールしながら素案があがってまいりました。それで今日は、ここの展開としてはですね、これを議論するのは最後ということで、見直しの具体的な文言を確定していきたいと思います。最

最終的にここで全部決まるということではなく、あとの手続きが庁内でありますから、ただ、ここではできるだけそこを詰めてですね、確認をしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。かなり時間を取っていただいております。

それで、議論の仕方ですけれども、今回が最後になりますので、一項目ずつ確認をしていきたいと思ひます。今日お配りしていただいた基本計画具体的施策見直し素案ですね、これは、事前にいただいているのとほぼ同じですよ。平成30年が入ってたりということだと思ひます。それと、これまでのここでの意見、それから各部署からのご意見等々の資料が付いております。これもあの、今まで何度か見てきたような形式でまとめていただいております。この2つを使いながら一つ一つについて確認をしていきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

では早速ですが、方向性が4つ書いてありまして、その中に具体的施策が、元々の計画では15ありました。この間、ここで議論を積み重ねてきて、一応16というのが、今日の見直し素案の資料の表紙の裏に一覧で載っているということです。その具体的施策、1から16まで、少し検討しつつ、こういう議論でしたよね、こういう文言でよろしいでしょうかというのを確認をしていきたいと思ひます。

早速、方向性の1です。やる気の出る社会、一応私の方で読み上げつつ、確認していきますけれども、フリーにですね、ちょっと待った、という形で発言していただけて結構です。それから、今日各部局から来ていただけていますので、そちら側から発言があっても構いませんので、自由に発言をしてください。

#### 施策の方向性1

「男女がともに自分の能力を發揮できる環境づくりを進めます」

「社会の各分野に、男女がともに対等な構成員として、意欲を持って参画でき、その能力を發揮できるための意識の醸成に取り組みます。また、政策・方針決定過程に男女がともに参画できる機会の確保とともに、女性がその能力を發揮できるための支援を行います。」

ということで、成果指標として平成20年と目標値ですね。平成30年の目標値と25年の中間目標値がそこに入っているという作りになっています。

この中に、いくつか具体的施策がぶら下がっていて、具体的施策の1に参りますが、「児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実」という形で、これは表現が元のものから変わっております。これは、要するに、男女共同参画の意識という、正に男女共同参画の基本計画ですから、そこをしっかりと明示して取り組みましょうということで、元の文言をより具体的にこの計画に沿った表現にしたということだと理解しております。具体的にそこに行くつか取り組みがありまして、これが、より具体的なですね、こういう取り組みをしますということです。

最初の取り組み、これは変わっておりません。「学校における男女平等に関する学習の実施と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施」で、カッコの中が教育委員会が主に取り組んでいただくということですね。それから2つ目「社会人・職業人として自立するためのキャリア教育の実施」（教育委員会）です。

次がですね、これが書き換わっているということですね。より詰めた表現になっているということだろうと思いますが、「男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計などの学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実」という表現になっております。ここの主旨は、やっぱり男女共同参画というのをしっかりと表現するというのと、Eさんから出たご意見に沿った表現になっていると思いますが、そこが一番のポイントと考えてよろしいですかね。そういう意味では、元の表現をより踏み込んで、男女共同参画を推進するというのを意識化した表現に変えてはどうかということでもあります。この具体的施策の1について、何かご意見等ございますでしょうか。

いろいろな取り組みが考えられると思いますが、その見直しに関する意見とか質問、これも個別具体的にに取り組んでいただく際には参考に、ぜひ、していただきたいなと思います。割と踏み込んだ意見も書いてあります。よろしいでしょうか、1番については。

それでは、具体的施策の1について、その施策の名称を、こういうふうにする、それから、それにぶら下がっているより具体的な取り組みというものの書きぶり、特に3つ目の取り組みについて、こういった形で男女共同参画の推進というのをしっかりと明記をするという形で表現してはどうかということのここでの意見にしたいと思います。よろしいですか。

それでは、先に進ませていただきます。具体的施策2「男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実」ということで、これは施策自体の文言はこのまま従来どおりということですね。それから、全体を通じて、部局の名称が変更になったところは、ここで言えば、市民生活局から企画振興局という形でこれは全部変わっているということですね。ですから、1つ目の取り組み、これは中身のには変わっておりません。「社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施」、それからビデオというのをDVDにしましたということですが、「啓発紙やDVDなどによる男女共同参画に関する情報の提供」、それから3つ目が若干表現が簡略化しているということですね。「エンパワーメント講座」「男のライフセミナー」などの男女共同参画啓発セミナーの開催」ということで、この部分の主旨は、こちらの意見等々の中を見ますと、この催し物の中身を見れば、はあもにいの取組みだというのはもう明白なので、頭の部分の表現を節約をしたということですね。そこが変わっております。それから、これは次の現計画の文章が、「家庭が果たすべき役割に関する家庭教育学級の開催」となっておりますのが、「家庭が果たすべき役割など家庭教育に関する学習会の開催」と変わ

っています。これは家庭教育学級に限定しないという主旨でよろしいですか。ここもなかなか議論がいろいろ出て、現状の認識も様々にご意見いただきましたけれども、別にこの、こういった学習会というのを家庭教育学級のみに限定する必要はないであろうということで、「学級」という表現を一般的に書き換えたということでよろしいでしょうか。それから、これは新たに付け加わったということですね。5番目の取り組みです。「男女共同参画の視点に留意した情報発信」ということですね。これは新設の取り組みの項目です。念頭に置かれてるのは、市の広報とかメディアについての男女共同参画視点からの点検というのが大事ではないかということで、新しい取り組みとして立ててはどうかということですね。ここの2のところですが、いかがでしょうか。

だいたい出来上がってここで出た意見とか、委員さんから出していただいた意見をできるだけ汲み取る形で反映させていただいております。よろしいでしょうか、そういった形でまとめさせていただいて。

(B委員)

ちょっと分からないというか、男女共同参画の視点に留意した情報発信（企画振興局）と、ございますけれども、ほぼ全局にわたる話しではないのですか。情報発信基地はそうなのでしょうけども、敢えて書かない方がいいのかなと。

(事務局)

全庁的なものなのですけども、各課におきましては、広報誌的なものといいますのは様々なものがございまして、また、市の独自の広報番組とかもございまして、それに対しての各課のいろんなイベントですとか、そういったものを広報しているところです。そういったものに関しまして、まず広報する時点で男女共同参画という視点を取り入れていただく分かりやすい表現の仕方、そういったものをしていただくという、男女共生推進室からは、まず働きかけをしようというふうに考えております。もちろん、男女共生推進室としてもチェック体制というのは必要なのかなと考えております。

(議長)

男女共生推進室としてもいろいろチェックというか、それはやられるわけでしょう。

(事務局)

そうですね。今考えているのは、チェックシート的なものを作成いたしまして、各課の方にもそういうものをチェックしていただくというのを考えております。

(B委員)

ということは、庁内へのことも入っていると理解していいわけですね

(事務局)

はい。

(B委員)

分かりました。

(議長)

はい、ありがとうございます。ということで、具体的施策の2の部分は、こういった形でまとめさせていただくことにしたいと思います。また何か気付かれたことなどあれば、また出してください。

それでは、具体的施策3に参ります。「政策・方針決定過程への女性の参画促進」ということです。これが、最初の取り組みが表現が少し、内容も少し補足されています。元々、現基本計画の文章は、「審議会等の設置等に関する指針」に基づく、市の審議会等における女性の登用促進」ということでしたが、「市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進」という表現になっています。行政委員会はいくつかあって、そういったところもしっかりと男女共同参画ということに取り組んでほしいという、これは各行政委員会を担当されている部局からも感想なり意見をいただいております。これについても、なかなか一足飛びには難しいという実情もあるとは思いますが、取り組んでいきましょうというのが一つ目の取り組み。それから2つ目の取り組みは、これは担当部署の名称が変わっただけですね、表現が。「男女共同参画に向けた企業実態調査」などの機会を捉えた、事業所における女性の登用促進」ということです。それから3つ目の取り組みが、学校現場ですが、「学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備」ということです。これが3つ目です。この3つ目あたりには、他の項目も少し統合してこの表現に反映させてるというようなことの説明が少しあったかと思えます。また後で何かご意見あれば聴かせてください。

それから、4つ目の取り組み「様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用」ということですね。

それから、5つ目の取り組みです。「女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施」。これも現計画と表現は変わらないということですね。

それから、最後の取り組みですね。ここはいろいろやり取りをしていただいておりますが、「校区自治協議会、町内自治会、PTAなどさまざまな地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進」というのを、ここで立ててはどうかということですね。

具体的施策3については以上です。特に一番最後の点ですね。これについて何かご意見があれば出していただければと思います。

(E委員)

失礼します。最後の部分でPTAがあがっているのですが、たぶんこの学校もPTAというのはどちらかというと女性、母親を中心とする活動が主流かなと思うのですが、むしろ、父親をPTAに巻き込む、というのもこれからは必要かなと思ったりするのですがいかがでしょうか。

(事務局)

そうですね、PTA、確かに数字的にはほとんど男性の方が会長をされているんですけれども、そういった方々にもぜひ、参加していただくような取り組みは必要かなと思っています。

(議長)

それも含めた男女。

(事務局)

そうですね。この場合は、校区自治協議会ですとか、町内自治会ですね、またPTAも入っておりますけれども、地域活動におけるいろんな男女共同参画という形で推進していただければというところで取り組みを追加したものです。しかしながら、なかなか校区自治協議会につきましては、その選出自体も難しいということで、そこで行政が口を出すというのも難しいというお話は聞いておりますので、今後、男女共同参画としてどうやっていくかというのを踏まえまして、まずは人数の把握ですね、どれくらい男女比があるのかとか、そういったところを出していただいてから、また推進の方ですとか、その手法ですとか、そういう形を検討していきたいと考えております。

(A委員)

私はこう解釈しました。地域にはいろんな団体がある。それぞれの団体で男女共同参画を進めてほしいというのが、当然の狙いですよね。団体組織で一番大きいのは校区自治協議会。ただ、校区自治協議会だけではちょっと大きすぎるから、もっと身近な存在である町内自治会を加えた。この他に各校区には15、6の地域団体があって、そのうちのどれを取り上げようもないわけですが、その一例として最もポピュラーな団体としてPTAを取り上げた。つまり、具体性を持たせるために何か一つを持ってこようという時に、一般的にPTAというのが一番象徴的かな、という捉え方です。それであれば、象徴的な意味合いとして、これでいいのかなという感じがします。

(議長)

はい、ありがとうございます。など様々ということで、この3つに代表させてということだろうと思います。PTAもなかなかこう、複雑ですね。確かに実際に支えておられるのは女性の方が多いと思いますけれども。どうなのですか、前に数字を見させていただきましたが、PTA会長の男女の割合は。

(事務局)

PTA会長の人数ですが、平成25年度、今年度ですと136名のうち、女性の人数が11名で、男性の人数が125名です。圧倒的に女性が少ないです。

(議長)

だから、いろいろなレベルで見ると、だんだん要素が変わるというか、そんな感じですね。

あとどうでしょうか。担当課の方からいろいろご意見いただいていたようで

すね。確かに、ご指摘の点もそうかもしれません。施策の方向性の3のところ  
で地域が出てくるわけだから、そういったところに含まれるのではないかと  
いう指摘もそのとおりだと思いますが、ここはやはり、方針の決定というところ  
に参画していくってということが、地域の様々な他の男女共同参画を引き上げる  
といたしますか、そういう点でもとても大事だろうというのと、それから、確  
かに、住民、市民の方々の自治組織で行政がどこまで踏み込めるかという問題は  
当然あるのですが、ただ、この基本計画なり、あるいは市の推進条例というの  
が、市役所だけの取り組みを書いているわけではなくて、市民の責務が第5条か  
に出てきたと思いますけど、そういうことが書かれているので、市民の方々と  
しても一緒に取り組みましょうよ、というそういう働きかけの項目として、理  
解すればいいのかなど、私自身は理解しました。

それから、ここにはあがってなく、意見、質問のところ、一旦は項目とし  
てあがりましてけれども、検討結果として、今回はここにあげなくてもよかろ  
う、というのが環境整備に関わるということで、この様々な分野への女性の登  
用、参画を促す環境整備、これは取り組み全体の中でそれぞれで、こういう環  
境整備をしていかないと、実績があがらないということで、ここで、とりわけ  
一項目を立てて明示するという必要はないのではないかとのご判断だったと  
思います。

(議長)

それでは具体的施策の3、原案として掲げていただいたこういう形で行きた  
いと思います。それでは具体的施策の4。これが具体的施策の大きな項目とし  
て新たに入れてはどうかという提案でした。「市役所における男女共同参画の推  
進」という事です。従って全ての取り組みは、今回新しく入れるということ  
です。「市役所管理・監督職における女性職員の登用の促進」市役所におけるメン  
ター制度の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性の  
キャリア形成への支援」「年次有給休暇等の取得促進や超過勤務の削減等、市役  
所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」「セクハラやDVに関する職員研  
修の実施」こういうものがあがってきています。

(B委員)

「セクハラやDVに関する職員研修の実施」とありますけれど、4つ目の取  
り組みですね。パワハラについてはどうですか。必要ではないかと思いますが。

(事務局)

そうですね。コンプライアンスの観点でもパワーハラスメントは必要と思わ  
れます。これまで職員に対してのセクハラや、DVという形で研修をおこなって  
います。今まで研修の実績を書いてまいりましたので、この時に出したのが、  
セクハラとDVの研修でしたので書きました。パワハラという形で出していく  
のも良いと思いますが、議長どうでしょう。

(議長)

セクハラ、パワハラ、DV。パワハラを入れていいと思います。去年か、おとし辺りにパワハラ問題が起きましたよね。その時に前の参画会議で、議論した覚えがありますので、連動していますけれど、ここにパワハラも入れていいと思います。いかがでしょう。色々な方向で検討していいと思います。検討してください。

(事務局)

はい。検討させていただきます。

(議長)

ありがとうございます。他はどうでしょうか。具体的施策の4に「市役所における男女共同参画の推進」と、ひとくくりで色々な取り組みをあげた関係で、後のほうの一つの項目がここに移ってきているということがございます。これは、市役所に率先して頑張っていただくという項目だと理解しております。よろしいでしょうか。メンター制度に関しては、より詳しく解説を加えたということですよ。確かに最初に聞いたとき何の事かさっぱりわからなかったのですが。こういう形でよりわかりやすく解説を加えたということですね。そのところはよろしいでしょうか。それでは具体的施策の（今新しいものが入ったので）5ということになるかと思えます。「女性の起業・就業支援」という事ですね。これは、ほぼ現行の取り組みを引き継いでいる表現になっております。

「資格取得講座」「再就職支援セミナー」など、就労に結びつく学習機会、相談を実施」ここも担当局が農水振興局の産業政策課、これは経済振興局から名称が変わったのですか。「起業家支援セミナー」の開催やマザーズコーナーなどの関係機関との連携による就業に関する情報提供」「就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成などの経済支援」という事で具体的に考えていくという事ですね。それから「母子自立支援プログラムの策定、母子家庭等給付金の支給」など、母子家庭の母等に対する就労支援」。国の事業の名称が変わったという事でよろしいですか。「農林水産業における女性担い手の育成及び活動支援」という事になっております。

(A委員)

この取り組みの名称は、新しく概要版を作る時に書かれますよね。国の事業の名称がこうなっているからということのようですが、実際にはここにはひとり親の父親も含まれるのでしょうか。とすると、(母子家庭等の「等」という表現からは)そこに父親が入るようには読めないですね。

(議長)

国の事業の名称を変えるわけにはいかないでしょうから、ですから括弧書きのところは変えないで、「母子家庭等」の「等」は父親なのでしょう。この地の文を「ひとり親家庭の父母に対する就労支援」という表現をとった方がお父さんも入るといふ、地の文だと事業の正式名称とは関係なくて中身の方を。

(A委員)

読んだ市民の方にわかりやすく伝えるという点が大切だと思います。となると、苦勞されているひとり親のお父さんにも伝わるような表現であった方がベターかな、と思います。

(議長)

それではそれを検討課題にさせていただきますか。

(事務局)

はい。

(議長)

それでは方向性1の最後になりますが、「女性のキャリアアップ支援」という事です。一つ目の取り組みは、先ほどあった事業の内容が明らかにはあもにいの取り組みだという事はわかるという事で、最初にかぶせている表現を簡略化したという事だと思います。「「キャリアアップセミナー」など女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催」という事でございます。二つ目の取り組みは（具体的施策4）「市役所における男女共同参画の推進」へ移行したので削除という事でよろしいですか。それでは最後が、新しい見直し案では二つ目の取り組みになりますが、「女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取り組みを促すための情報提供」ということでございます。これは、このままでよろしいでしょうか。基本的には現行の表現内容です。

では、「施策の方向性1」というのは、そういう形でさせていただきます。

(A委員)

先ほど議長から指摘があった「等」「など」という表現を、あらためて眺めてみました。「等」「など」の表現は随所に出てきますが、ほとんどが平仮名の「など」です。先ほどの具体的施策の5においては、「母子家庭等」の「等」は、国の事業名に基づく言葉なので平仮名でなく「等」であるという解釈ですよ。それは止むを得ないのかなと理解もしますが、本来読む方からすると平仮名表記であった方がいい。国のシステムや県との関連はわかりませんが、例えば「超過勤務の削減等」の「等」。これは、どちらを意味するのか、謎です。

(議長)

私は、専門は法律ではないのですが、法律をやっている人たちは、一文字に込める意味合いですよね。これさえ入れておけば、何か言われたときに逃げられるという。

(A委員)

「超過勤務の削減等」の「等」も、そういう意味での選びに選び抜いた漢字の「等」なのですか。それともたまたま「等」なのでしょうか。

(議長)

どうなのでしょうね。補助金とか法令に書かれている「等」はいじれないですけれど、ここは、地の文ですよ。だから平仮名でいいじゃないかな。法令、

あるいは補助金の正式名称で、漢字で書かれていけばもういじれませんから。それを読み取って、こちらの色々な施策を表現するのは平仮名で統一してもいいのかな。その方が読みやすいですよ。小さい事ですが、おそらく後でもそういう事が出てきませんか。あるかも知れないということですよ。そこの所は表現の統一をもう一度チェックをしていただくという事でお願いをいたします。

(議長)

それでは施策の方向性2」の「やすらぎのある社会」に入ってまいります。変更はございませんが、文言を確認いたします。

「男女がともに自分らしいバランスで仕事・家庭・地域に関わることができる環境づくりを進めます。」という事で「ワーク・ライフ・バランスを推進するために、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護等を支える環境づくりに取り組みます。」。

それで指標を掲げていただいております。平成30年までですね。それで具体的施策、トータルで7番目「多様な働き方への理解を促す情報の提供」という事ですね。ここは、1項目だけなのですが、「ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供」という事になっています。これについては、意見も出ていないようですからここはよろしいでしょうか。それから具体的施策の8「事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進」。これも引き続きやっつけていこうという事で現行と表現は変わっていません。担当部署の名称が変わっているだけです。「企業活動のメリットとなる先進的な取り組みの事例の紹介など、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供」「育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知」という事です。議論の過程では、少し表現をこうしたらどうだという意見もあったかに思いますけれど、結局のところは元の表現でいきたいと思いますという事でよろしいですか。元のままでいきますという理由がもう既に取り組んでいるので変えないでいいのではないかとのご意見ですね。よろしいでしょうか。

(B委員)

「企業活動のメリットとなる」という形容詞が付いてしまうと、私は「先進的取り組み～」で十分ではないか、という気がします。別に企業のメリット・デメリットという話では決してなくて、従業員そのものの問題、かつ企業そのものの問題ですので。デメリットを言えばたくさんあるのですが。メリット・デメリットというのをあえて形容しているのは気になります。それについて、どうお考えか伺えればと思います。

(議長)

それについて何かありますか。これは、今の計画の中の文章ですが。

(B委員)

海外でよく、これ(ワーク・ライフ・バランス)で生産性があがるんだ、と

言っていますが、(生産性が上がるかは)色々データがあつて分からないのです。だから、女性を活用することで、生産性が上がりましたという一方的な話だけではなく、色々な展開があつて、メリットがあるような言い方をする人が非常に多いですが、メリットがある、メリットがないというのは、あえていないのかなという気がします。

(議長)

そうですね。メリットという言葉を入れたかったのかということをおもんばかると、これは、働いている側の取り組みではないかとずっと捉えられてきたのを、そうではない、企業の視点から見ても、それなりにメリットもある場合があるんですよということで入った言葉だろうと思います。

ですが、おっしゃられるように、企業だけのメリットも働いている側のメリットも当然あるわけです。それからメリット自体が色々な見解があるだろうということで、この文言(「メリットとなる」)を取ったとしても、十分通じると思います。

それでは、「メリットとなる」は取りましようか。具体的施策8についてよろしいでしょうか。

(議長)

それでは、具体的施策9「子育てに関する支援」について。1つ目、「児童手当」「子ども医療費の助成」は、制度の名称が変わったということでしょうね。

それから2つ目、「多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み」。3つ目、「児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援」。それから4つ目ですが、具体的施策の新しい案の11、現在の10になりますが、「よかパパ宣言」というのを、こちらにもってきているということですね。

3つ目の取り組みですが、途中の見直し案で「多様な子育て支援」という表現にしたかどうかという意見に対して、「多様な」というのは、取り組む側として具体性がイメージできないという指摘があり、具体性の中に1つ加えて「病児・病後児保育事業など」という例示を入れたということによろしいでしょうか。

それでは、「具体的施策10介護に関する支援」ですが、これは基本的に現行の表現を引き継いでおります。「施設・在宅介護など高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの実施」、「民生委員や社会福祉協議会などとの連携による地域における介護支援の実施」、続いて、具体的施策11「家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援」になります。これは「よかパパ宣言」が移って、1つだけ残る形になります。

「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施」ご意見ありますでしょうか。よろしいようでしたら、先に進みます。

(議長)

施策の方向性3「やりがいのある社会」ということで、地域などの話題が出てくるということです。

「個々の意見や能力が反映される地域社会を目指し、男女の地域への参画を進めます」

「地域における地域団体、NPO、学校、事業者など様々な団体・機関との連携・協働を進めながら、実践的な活動における男女共同参画を促進するとともに、男女共同参画推進の中核施設である男女共同参画センターはあもにいの機能を充実し利用の促進を図ります。」。

これも括弧書き（旧総合女性センター）をとったというのは、もう定着したでしょうということですね。そして、指標（男女の地域活動への参加率）が掲げられておまして、具体的施策の12「地域における男女共同参画の推進」になります。

ひとつ目の取り組みは、現行の文言を引き継いで、男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーターなどの人材の育成と活用、「公民館、地域コミュニティセンターなどの地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開」、「地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供」、「プレイパーク事業などについての情報提供を行うことによる、男性の地域活動参加の促進」、それから、新しく加えるものとして2点あります。

「男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施」、「防災分野における男女共同参画の推進」。ここについて何か意見はございますか。

2つ目の、「女性学級」の削除は、あえて特記することで、視野や対象を狭くしてしまう可能性があるという判断ですね。それから、「児童館」の削除ですが、もともと「児童館」の入った理由はわかりますか。あと、感想を言わせていただくと、児童館を削る理由が書いてありますが、これは理由にならないのではないかと思います。つまり、「児童館では当該取り組みは実施していないため、児童館を削除」というのは、これは逆でしょう。こちらの計画に書いてあるのだから、計画に基づいて実施しなければならない。やっていないから削るというのは、ちょっと本末転倒ではないでしょうか。そもそも、こういう施策について、児童館のもっている目標なり、機能が重ならないから削るというならまだわかりますが、やっていないから削るといふのはいかがでしょうか。

（青少年育成課）

事業そのものが、男女共同参画の事業をやっていないということではあります。ただ、今回の削除の指摘に関しては、生涯学習推進課の方で削除の意見を出されているということで、青少年育成課では、削除の指摘はしておりません。

（議長）

必ずしも、統一見解として削除ということではないという趣旨ですか。わかりました。では、児童館でも、こういう視点で何か工夫できるものであれば、

削除せずに残していただいて、取り組みをしていただければと思います。当然、児童館には児童館としての主たる目的があるとは思いますが、こういう視点を入れながら、取り組みをしていただけたらと思いますので、その方向で見直していただければと思います。

(A委員)

いまの内容に関連して。見直しで「女性学級の開催など」という部分が削除してありますね。これに連動して「児童館」が消えたのかなと思いました。つまり、「女性学級の開催など」という前置きに引っ張られると、それに続くものとしては児童館は馴染みませんよね。女性学級は児童館には関係ない、だから連動して削られたのかというイメージを受けました。でも、「女性学級の開催など」を削ると、逆に非常に幅広い範囲での活動ができる訳ですから、児童館は残しても違和感はありません。

具体的施策の中に、「児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実」というのがありましたね。児童館というのは、どちらかという対象は幼稚園児などの幼児です。園児や幼児という表現が施策の中に入れづらいとすれば、ここに児童館を入れておくことで園児もカバーできることになる。言葉こそ使わないにしても気持ちがこもる。そういう意味では(児童館も)あった方がいいと思います。

(議長)

ありがとうございます。そういうことですので、この審議会としては(児童館は)入れる方向で検討してください。

(A委員)

具体的施策3で、「校区自治協議会、町内自治会、PTAなど」というのが出てきましたが、あの文言は、よく考えてみるとこの箇所こそ本来入れるべきなのかなという気がします。具体的施策3には「政策・方針決定過程への女性の参画促進」という表現がついてますので、おそらくそこに盛り込まれたのだと思います。それはそれでいいのですが、地域団体で男女共同参画を進めよう、という呼び掛けは本来はここにあった方がいいのではないかと。ここにも重ねて入れるという訳にはいかないのでしょうか…。とにかく一番の原点がこの点にあるのではないかと思います。

(議長)

担当課の指摘の中でも、いまA委員のおっしゃったように、こちら(具体的施策12)の方が馴染むのではないかと、ということなのですね。ただ、先ほども申しあげましたように、政策あるいは方針決定というものを、要するに、施策の方向性1で出てきましたけれども、そこに入れ込んでしっかり位置づけた方が、やはり波及効果があるということ。こちらに再掲してもいいとは思いますが、なるべく再掲は避けるということですので。非常に悩ましいところですが、ここに大きく関わるという認識はそのとおりだと思います。

この審議会でやっている作業は、施策の方向性の4本柱には手を付けることができない。もしやれるのであれば、もう少し違った形で、一貫性といいますか、方向性を整理することで可能なのかもしれませんが。今回は、方向性の下の具体的施策の見直しですので。確かに、ご指摘のとおりだと思います。取り組む際には、基本的には一緒の取り組みというのも当然出てくると思います。ありがとうございました。

それから、見直しの議論の際に、「各区ごとの男女共同参画の推進」という形での非常に漠とした表現になっていたのを、すこし絞り込んだ表現にしているということですね。具体的に何をやったらいいというのを分かるようにされた。これはこれでいいと思いますけれども、ただ、議論の中で伝えたかったのは、要するに、区ごとに、男女共同参画に限らず、区のまとまりとして、その地域の政策の1つの責任を全体として負う。具体的にいうと、毎年毎年の男女共同参画の年次報告書をつくる際に、1年間、北区なら北区で、男女共同参画という視点でふりかえてみるとこういう取り組みをしたのだ、というところを、区ごとの自覚があってしかるべきなのかなと。そういう意味での「各区ごとの男女共同参画の推進」。ただ、おっしゃるように、これを具体的施策としてあげてしまうと、では具体的に何をやるのか、ということになってしまうので、より見えるような形での、あるいは取り組みやすい形での表現として、こういう形で協働して取り組むということになるのだと。

防災分野における男女共同参画の推進については、異論のなかったところかと思えます。あと、担当部署の表記のところ、区というのは、「各区役所」ですよね。

(事務局)

はい、そうです。

(議長)

なにが言いたいかといいますと、いただいた資料の中に、区の中の部署が書かれてあったので、そこは、今回は「各区」と統一したということによろしいでしょうか。

それでは、ここでは「児童館」を復活した案の方向でお願いします。

(議長)

それでは、次は、方向性4「やさしさのある社会」になります。

「暴力(DV・セクハラ等)の根絶を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援します」。

「生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすために、相手の人権を損なう行為である暴力(DV・セクハラ等)の根絶に取り組むとともに、男女の身体的違いを踏まえた、各ライフステージに対応した適切な健康保持・増進を支援します。」。

そして、ここに指標があがっています。具体的施策14「暴力(DV・セク

ハラ等)を許さない意識づくり」。1つ目、「啓発冊子、市政だより、市のホームページなど様々な媒体を使った啓発・広報の実施」、2つ目が、「市民・事業者に対しての「DV被害者支援セミナー」「人権講演会」など、DV防止、被害者支援に係る講座の実施」、3つ目が、「市民・事業者に対してのセクハラやデートDVに関する研修の実施」というふうになっております、これは現行とほぼ同じということですね。「DV被害者支援セミナー」というのは、事業名が変更したことに伴って表現が変わったということですね。ここについては、文言上の修正意見は出ませんでしたでしたが、いろいろ運用上の配慮をお願いしたりというような意見はありましたので、男女共同参画会議からの意見や質問などの指摘を念頭においていただき実際の取り組みをお願いしたいと思います。

つづいて、具体的施策15「DV相談体制の強化と被害者の自立支援」ということで、担当部署の変更と新しい文言が1つ付け加えてあります。「熊本市DV防止連絡会議及び熊本市庁内DV防止ネットワーク会議開催による関係機関相互の連携」、「相談員の資質向上に向けた研修の実施及び相談窓口の周知」、「住宅の確保・経済的支援など自立支援に向けた取り組み」、「民間シェルターへの財政的な支援」、「配偶者暴力相談支援センターとして機能するための相談体制の充実」となっています。最後のところは、あたらしい取り組みに合せた修正ということでしょうか。

(事務局)

今まで、「配偶者暴力相談支援センターやDVに関する基本計画についての調査・研究」となっておりましたけれども、これを相談体制の充実といたしまして、現在設置に向けた検討を行なっているところでございますので、今回そういう形で文言を修正させていただきました。

(議長)

あと、この新しい具体的施策15が「熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」にこれがそのままなりますということですか。

(事務局)

はい、そうです。配偶者暴力相談支援センターの事業の開始につきまして、連携して取り組むこととしておりますので、機能としての相談体制の充実というものを修正いたしました。具体的施策15を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3号に基づく市町村の基本計画として位置づけたいと考えております。

(議長)

それでは、具体的施策15に掲げられている文言がそのまま基本計画ということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(議長)

いかがでしょうか。仮に見直し案を今回通していただいて、広報する際には、うまく伝わるように表現しないと、何のことかよく分からないという風に市民の方々は思われる可能性がありますので、そこは工夫のしどころかなと思います。資料の最後の1行に「(熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する)基本計画」になります」と書いてはありますが。

(C委員)

2つ目の点の相談員の資質向上に向けた研修の実施について。今も研修をされているというのは知っていますが。実際、相談員の資質向上が確実にされているかという、いろいろな方の話を聞いていると、そうではない実態があります。資質向上に向けた研修をどんな形でやっていくのか。また、もともとは採用される基準というものがあると思いますが、採用される側は何を基準に選んでらっしゃるのか。また、採用される行政の皆さんのDVなどの研修に行かれたうえで選んでらっしゃるのか。相談員の仕事をしておりますので、その辺りのことは気になります。

それから、(見直しの議論の中で)コーディネーターの配置についての意見がでているのですが、これを読んでいて本当にそうだなと思いました。他県、他都市の男女共同参画を目指す施設の相談室には、コーディネーターがいらっしゃる所がけっこうありまして、そういう方がいらっしゃることで、相談員も安心して相談業務に関われるということもありますし、質が一定に保てられるというところもあるので、コーディネーターを配置することについて、どういう風に考えてらっしゃるのか聞きたいと思います。

(事務局)

相談業務には研修は欠かせないものとなっております、DVに関する講話を受けるだけでなく、今年度は区の福祉課の相談員とはあもにい相談員と連携を取りながら実施しております。今年は県警の方を呼んで、事例をもとに研修をしていただいています。

今後、研修の内容も検討しながら、また、相談員を受け入れる際に資格などは確認しておりますが、充実強化になるように努めていきたいと思っております。

(健康福祉政策課)

各区には福祉相談係がありまして、その職員と嘱託の相談員がおり対応しておりますので、コーディネーターの配置はありません。

(C委員)

(他の自治体では)男女共同参画センターの相談室にコーディネーターの方がいるところが結構あります。今は各相談員さんがそれぞれの知識や経験をもって対応されていると思うんですが、全体をコーディネートするような方がいると、市民として相談に行くときも安心かなと思います。今急にということではないのですが、はあもにいの相談室にコーディネーターの方がいるといいな

と思ったところです。

それと前回いただいた資料の中で、DVの相談件数が記載されていました。はあもにいの相談室のDV相談件数が3年前ぐらいから減っています。他の、例えば熊本県の相談件数などで若干減っているところはあるのですが、はあもにいの相談室のDV相談件数があまりにも減り過ぎていて、なぜそのようなことが起きるのかと思っています。DV自体が減っているとは思えなく、実際相談される方の割合は増えているにも係わらずなぜ減っているのか、DV相談とカウントするかしないかという問題もあるかと思います。なぜ、はあもにいの相談室のDV相談件数が減っているのか原因を何か考察されていればお聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

確かにおっしゃるとおり、平成23年度のはあもにいの相談室のDV相談件数は79件と大きく減っています。申し訳ありませんが、なぜこの年に大きく減ったのかという原因は把握できていませんが、平成24年度は122件と若干DV相談件数は増えています。また、先程ご指摘のありました相談体制ですが、スーパーバイザーを育てていくよう、当室でも相談体制の充実、強化に向けて検討をしていきたいと思っています。

(議長)

コーディネーターを置いた場合に、そのコーディネーターはどのような機能を果たすのでしょうか。

(C委員)

私の知っている限りでは、相談員には色々な立場や資格をお持ちの方がいて、考え方も様々で、それぞれの相談員の得意分野を活かして相談を受けておられます。しかし、男女共同参画を謳っている相談室であるにもかかわらず、男女共同参画への理解が今一つ乏しい方がおられたり、DVについての認識が乏しかったり、DV被害者に対しての二次被害となるような言動があったりということが現実には起きているのです。そこでコーディネーターがいることで、相談員によるバラつきが随分減るかなと思っていますところでは。

(D委員)

前回、この件については似たようなやり取りを男女共生推進室とさせていただいたと思いますが、相談と言うのはあくまで面接相談とか電話相談とか、やりとりのみで終わらせるのかという事。相談に伴って動かなくてはいけないし幅広く支援を考えられるかどうかというところが観点として必要だと思うのと、C委員と重複すると思いますが、前回の時に相談員をどうやって採用するかというところで、相談業務に就いていらっしゃるという回答は頂いたと思います。ただ相談業務は色々な分野があり、その相談業務に就いていればDVの相談が受けられるのか、女性に関する相談が受けられるのか、この視点は採用の際にもう少し詰めて頂きたい部分です。DVとかセクハラ、そういう暴力を受けた女

性がどれだけボロボロになって相談まで辿り着くのかという。ここさえも解っていらっしやらない方がもし相談に就かれれば、相談窓口をやっとの思いで行ったのに、表情が冷たい。相談員さんが窓口に来る様子を見ただけで「やっぱり来なければよかった」と思う人がどれだけいるのか。そういう細かい部分とか、傷つけられた方の思いがある程度わかる。感性の部分もあるのかもしれないですけど、採用後に専門的な方の研修を最初に受けるとか何らかの手段を講じていただければと思います。一度相談員さんの研修を受けたときに講師の方から実際熊本市の相談員さんのご指摘がありました。「何故動かないのか」と。「動けないのです」と言われました。確かに動けない立場の相談員さんだったのだらうと思うのですが、だったら動ける人に繋げるような市全体の支援というものを考えていただければもっともっと熊本市の女性への暴力の問題だとか支援を望む人たちにも力をつけていただきたいと思います。

それともうひとついいですか。取り組みの3つ目で「住宅の確保・経済的支援など自立支援に向けた取り組み」と書いてありますが、これは形のある支援ですけど、自立に向けた支援というところに先ほどから言っておりますが、制度だけではなく、気持ちというか、ソフト面のエンパワーメントというものも必要だという事を心にとめていただきたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。具体的施策の15を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画と位置づけるわけでしょう。そうしたときに、今、いろんなご指摘を聴いていて思ったのは、柱としてこれをドンと据えていくというのはいいですけど、これを基本計画で据えるからには、今言われたような個別具体的な何というか、これを中心に、より具体的に何をするのか、というところの詰めみたいなものは、今後、これを基本計画にしてどう展開されていくというおつもりなのかというのがありましたらご紹介していただきたいのですが。

(事務局)

この中で、基本計画として位置づけるというふうに載っていましたが、その根拠的なものがですね、実際、今の男女共同参画基本計画の中に、DV根絶のこの目的や理念というのは既に明確になっておりまして、目標とする理念も明白です。ということと、基本計画の中で位置づけを行っておりまして、その中で相談件数というのはやはり、指標とするのは難しいかと思います。実際、相談件数を例にとりますと、顕在化していない相談を推測して増加をセットする、といったものだとか、施策が功を奏しているので減少をセットするのか、そういった部分がありますので、なかなか進捗の管理が難しいのかなというふうに考えております。ただ、配偶者暴力相談支援センターの支援として機能するための相談体制の充実というからには、その部分で業務内容をこういった形で配偶者暴力相談支援センターとしての支援の中身的なものだとは思いま

すが、現在、具体的なものというのとは考えてはいないのですけれども、今後、充実に向けての施策というものをいくつか考えていく必要はあるかと思っております。連携を今までDVの関連という形で関係各課とはやってきておりますので、そういった部分の連携を行っていく部分ですとか、あと、関係機関との役割もお互いありまして、そういったところとの連携をやっていくですとか、そういった形は今のところ出ておりますけれども、実際にまだ詳しく具体的なものというのとは、今のところ出ておりません。

(議長)

今回の議論のこの部分の、男女共同参画推進の基本計画ということ言えば、こういう文言でいくしかないのかなとは思いますが、ただ、いろいろ今ご指摘があったように、この分野そのものがそうです。特に、ここの具体的施策の15は、定量的にだけ計って成果が出ましたが、相談数がどうのっていうだけでは、やっぱり計れないところですよね。中身に立ち入った、それこそ、定性的なというか、その辺のところの心配りがとても大事になってくるのではないかなというふうに思いますので、これに基づいた取組みの際には、ぜひ、そういうところにご配慮いただいて取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

(D委員)

もう一つ、どうしても気になるところがあって、配偶者暴力相談支援センター、これを検討されてるということなのですからけれども、関係機関と協議してやっていきたいというふうに書かれてますが、できれば、警察とか県の女性相談センターとの協議も大事かと思うんですけれども、DV支援を専門的にやられるような助言者とかの意見も十分取り入れた上で、運営というか立ち上げをしていただきたいと思います。検討委員会などは作れないというふうに書いてありますので、そこあたりはぜひお願いをしたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。お願いをいたします。ありがとうございました。

では、最後のところです。具体的施策の16になります。「生涯を通じ健康であるための支援」ということで、「児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や教育の実施」「H I V / エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発」「妊娠・出産に関する健診の充実や相談・指導・支援の実施」、それから一番最後の部分は形容的な部分を削って、「健康づくりのための、学習や検診、相談機会の提供」というふうになっております。一番最後のところ、いかがでしょうか。「青壮年～中高年期」というのを削ったという、特段の理由というのとは何かありますか。

(事務局)

これは、「青壮年～中高年期」という年代を限定せずに取り組みますということでその部分を外して表現しております。

(議長)

より広い幅、ということで結構ですか。

(事務局)

はい。

(議長)

分かりました。

(A委員)

各施策の取り組みの名称のついてですが、取り組み項目が3つとか4つとかある時の序列、並べ方です。幾つか並んで書いてある場合、やっぱり上の方から目に付きますよね。となりますと、「妊娠・出産に関する検診の充実」の項目あたりが一番ポピュラーではないかと思います。H I Vやエイズを軽視するわけではありませんが、日常生活における関心や関係の度合いから言えば、これは下の方でしょう。これは一例です。他の施策のところでも、ある程度、優先順位、目に付きやすさという点から並べ方に配慮があったほうがいいのかと思います。

(議長)

その観点で議論はしてこなかったですね。確かにおっしゃるとおり。順番で、序列をつけるというようなこともあり得るとは思います。そこちょっと、そういう目で一回は点検をしてみてください。

はい、よろしいでしょうか。では、一通りざっと見てきたところですが、最初に返っていただいて、計画の体系ということで、今、読み上げつつ確認をしてきました。いくつかの点については、ご要望をお伝えしたので、その辺のところは修正なり、例えばパワハラについては加えていただくなり、といった形で参画会議としての案にしたいと思います。だいたいこういう形での、この表自体は計画の体系のところでは、それぞれの具体的施策の表現が変わっているところがありますということと、13番目で旧総合女性センターが削除されているということですね。そして15が、この(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する)基本計画に位置づけられているということになります。

全体を通じて、何か言い残したこととか、あと、今日の議論は、この冊子で言いますと、第2章の施策の展開についてというところ、のみの議論です。本来ですと、例えば全体に関わるような取り組みの姿勢であるとか、そういったところも、意見の中にはこれまで様々出てきたというふうに思いますが、それは今回の見直しということとは、直接には関わってこないというふうに理解しています。ただ、そういう意見を、実際に取り組むときには、何がしか反映させていただきたいなというふうに思います。全体を通してどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(B委員)

直接的にはあまり関係のないことかもしれませんが、「施策の方向性2～や

すらぎのある社会～」のところですけども、成果指標のワーク・ライフ・バランスの用語の認知度というところ、ここに非常に違和感を感じます。用語を認知してそれでどうするのかという方が僕はすごい心配で、知ってればそれでいいという話しではないのではないかと思います。一番最初、出てきたときは当然、用語を認知してくださいというところからスタートするのでしょうか、一定程度、もうこれ10年以上前の言葉ですけども、ポジティブ・アクションも認知度少ない。だから、ある一定程度時間が経過した段階で、たぶん何か変わっていかねばいけないのではないかと、いわゆる、議長がおっしゃったように定量化できる他のものが何かあるのではないかと気がする。ちょっとその辺、僕は思いつかないものですから、分からないんですけども、違和感を感じていますね。言葉を知ってればそれでいいって話しでは決してないわけで、どうやって実質化させていくか、企業がどうやって取り組んでいくか。ずっと言われてますけれども、何か違う指標を何か考えてもらえればなど。僕らも考えてはいますけど。労働局もそうですよね。いわゆる、言葉をどれだけ浸透させることがすごい大事みたいな感じで。要は中身ですよ僕は常に言うのですが。それを何か定量化できる言葉、物。女性管理職の数とか、そういうこと言うと、企業を縛るとまた大変なことになってしまうのでしょうか、何かそういうものを考えていただきたいなと思います。すみません、直接関係はないのですがちょっと気になったもので、指摘させていただきました。

(議長)

確かに悩ましいですよ。言葉を知ってたらいいのかという。学生でもね、文学作品の名前はみんな知ってるのですよ。文学史習って。ところが、一冊も読んでないのですよ。何かその辺の指導、難しいのですけれど。いろいろ議論しながら知恵を絞って、場合によっては、中身がちょっとでも分かるような。

行政の側は何か、数字で示せていうのはここ10年、行政改革とともに数出せ、とか数値目標掲げろとか、大学もそうなのですけど。その時に、施策領域によっては数値に馴染む領域とそうでない領域が当然あって、その辺のところはとていつも悩むところだと思います。その辺のところ工夫しながら指標を考えていかないといけないのかな。これは何を根拠にした数字なのですか。アンケートですか。

(事務局)

市民意識調査でございます。

(議長)

冒頭にご紹介していただいたような、ここの数字を念頭に置かれてるわけですね。

(A委員)

まず、これだけ幅広い分野にわたって文字を一句一句検討された事務局の皆

さん、関係各課の皆さんの努力に敬意を表します。その前提の上で、一点お尋ねいたします。一つは、こういう一種の理念が整いましたが、この中で熊本らしさ、よその自治体になく目玉といたしまして、ここは実は物凄い項目ですよといった、セールスポイントのようなものがあつたら、他都市と比べたりして教えていただきたい。

もう一つは、先ほどC委員が今日の会議の流れを途中で若干変えられたというか、作られたというような気がします。つまり、ここに書いてあるのは理念ですよ。こうすべきだ、こうありたいという。言わば入れ物は整ったわけですが、ではどうやってその理念を達成するのかという中身の話しを、(C委員は)先ほどなさったと思うのですが、これは非常に大事ですよ。ただ、それをやりだすときりがないので今日はできないのでしょうか。例えば、3ページ目に学校の女性校長、教頭を促進するための環境整備という理念をうたっているのですが、ではどうやってその環境を整備するのかと、いう話になってきます。そういう問題提起をしていただいたわけですから。今後、そういう論議の場というのはあるのでしょうか。ここに書いてある理念を本物に成らしめるために、具体的にはこんなことを考えているますとか、そういう話し合いの場がこの参画会議でいつかどこかに位置づけられているのかどうか。この2点を教えてください。

(事務局)

熊本らしさといいますと、なかなかセールスポイントが思い出せないのですが、具体的な中身といいますと、まだ本年度出ておりません。本年度はこの計画の見直しという形で、体系を進めさせていただいているものですから、具体的な中身については、第4回の会議にはできるかと思いますが、こういった形で年次報告書というのを作っております。この中には各課が男女共同参画に対する取り組み、事業の中身を一つ一つ、どういったことをやってきたか、ということ報告をさせていただいておりますので、それにつきまして、またいろんな審議をしていただくという場は設けておりますので、第4回目にはなるかなと思っておりますけれども、その時に審議ができるかと思っております。

(A委員)

別に目立つのが目的ではないし、奇をてらう必要もないのでしょうかけれども、なにかこう一つか二つ、欲しいですよ。失礼な言い方すると、どこの都市も同じなのではないかと。多少表現は違いますが…。そういう中で、よくぞこういうことを掲げたなというような、言うなれば熊本方式といたしまして、よそから「視察に行ってみようか」となるようなことがあつたらいいなと、部外者の勝手な思いです。

(議長)

そうですね、熊本らしさか。熊本県は、最初作る時に、農山漁村を強調して、その男女共同参画というのに一番力入れてます、というようなところを

強調してたかに記憶しています。ただやっぱり都市部になるとですね、どこもなかなか抱えてる問題が共通しているということにはなろうかと思いますが。おそらく、柱書け、って言ったら、こんな柱になるのだけど、おっしゃられたように、具体的にこんなことをやっていると、これが熊本方式ですよ、みたいなものを出せて来ればすごくいいかなというところですね。また年次報告を検討する際に、いろいろ取り組みを見ながら知恵をお借りできればというふうに思っております。

はい、他によろしいでしょうか。

では、見直しに関する検討というのは長時間に及びましたけれども、ここでまとめさせていただきます。

### ■ 議事 3 その他

(議長)

そして、最後、議事の2が今終わったということですのでけれども、3はその他でございますけれども、事務局の方から何かございましたら、よろしくおねがいします。

(事務局)

本日、ご審議いただきました見直しにつきましては、内容を検討する部分がございますので、その辺を検討いたしまして、また委員の皆様に見ていただいたあとに、最終的な素案ができましたところで、それを市政経営会議に報告いたしまして、また市議会への報告、その後、パブリックコメント、市民の皆様にごこういった形でということを出しまして意見をいただきたい、それを実施いたしましたあとに、中間の見直しの確定という形をとりたいと思っております。次回は、冒頭の市民意識調査の確定値という形で12月にご報告させていただきたいと思っております。日程が決まりましたら速やかにご連絡いたしますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。ところで、市政経営会議というのはどういうメンバーの会議ですかね？

(事務局)

すみません、内部の話ではございますが、市長をトップに両副市長、それから関係局長、それから各区長も入りまして、市政の、そういった計画も含めまして、いろんな方針をそこで決定していくという場でございます。

(議長)

ありがとうございます。では、用意いたしました議事、これで全て終わりということにさせていただきます。審議に協力していただきありがとうございます。これで、2回目の会議を閉じたいと思います。

ありがとうございます。